告示

○法務省告示第四百五十二号

沖縄県宮古郡多良間村役場保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十六年十一月二十八日までに、同村長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、多良間村役場又は那覇地方法務局宮古島支局に照会すること。

平成二十六年十月二十八日

法務大臣　上川　陽子

沖縄縣宮古郡多良間村字仲筋百五番地

名城　春祥

○法務省告示第四百五十三号

沖縄県宮古郡多良間村役場保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十六年十一月二十八日までに、同村長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、多良間村役場又は那覇地方法務局宮古島支局に照会すること。

平成二十六年十月二十八日

法務大臣　上川　陽子

沖縄縣宮古郡多良間村字塩川三十二番地

塩川　順吉

○法務省告示第四百五十四号

沖縄県宮古郡多良間村役場保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十六年十一月二十八日までに、同村長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、多良間村役場又は那覇地方法務局宮古島支局に照会すること。

平成二十六年十月二十八日

法務大臣　上川　陽子

沖縄縣多良間島仲筋村九十五番地

本村　桑森

○外務省告示第三百三十六号

平成二十六年六月二十五日に東京で、コロネル・オビエド市給水システム改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がパラグアイ共和国政府との間に行われた。

この交換公文は、平成二十六年十月九日に効力を生じた。

1　援助の目的及び内容　コロネル・オビエド市給水システム改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十八億二千七百万円

3　贈与の供与期限　平成三十年十二月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　上田善久在パラグアイ大使

パラグアイ側　エラディオ・ロイサガ外務大臣

平成二十六年十月二十八日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百三十七号

日本国政府は、昭和六十三年一月二十五日にストラスブールで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約」（平成二十五年条約第四号）第二条4の規定に従い、法人税と実質的に類似する租税である地方法人税を採用する旨の通告を経済協力開発機構事務総長に対して行った。同条約は、同条4の規定に基づき、地方法人税について、平成二十六年十月一日から適用される。

（平成二十六年十月六日付け欧州評議会事務局長書簡）

平成二十六年十月二十八日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百三十八号

オーストリア共和国政府は、昭和六十三年一月二十五日にストラスブールで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約」及び平成二十二年五月二十七日にパリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」の批准書を平成二十六年八月二十八日に経済協力開発機構事務総長に寄託した。よって、同条約及び同議定書は、平成二十六年十二月一日にオーストリア共和国について効力を生ずる。

（平成二十六年八月二十九日付け欧州評議会事務局長書簡）

平成二十六年十月二十八日

外務大臣　岸田　文雄

○農林水産省告示第千五百二十四号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の十四第二項の規定に基づき、平成二十七年産の蚕繭に係る同項の農林水産大臣が定める地域及び一キログラム当たり共済金額の範囲を次のように定める。

平成二十六年十月二十八日

農林水産大臣　西川　公也

平成二十七年産の春蚕繭、前期に係る春蚕繭、後期に係る春蚕繭、初秋蚕繭、夏蚕期に係る初秋蚕繭、初秋蚕期に係る初秋蚕繭、晩秋蚕繭、晩秋蚕期に係る晩秋蚕繭及び晩晩秋蚕期に係る晩秋蚕繭に係る農業災害補償法第百二十条の十四第二項の農林水産大臣が定める地域は、岩手県、宮城県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、山梨県、長野県、岐阜県、徳島県、愛媛県、高知県及び熊本県の区域とし、これらの蚕繭に係る一キログラム当たり共済金額の範囲として同項の規定により農林水産大臣が定める二以上の金額は、これらの区域について次の表の上欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

区分	一キログラム当たり共済金額の範囲
別記の第一区分に掲げる者	二、〇五〇円　一、八五〇円　一、六四〇円　一、四四〇円　一、二三〇円
別記の第二区分に掲げる者	二、三五〇円　二、〇五〇円　一、八五〇円　一、六四〇円　一、四四〇円
別記の第三区分に掲げる者	二、六六〇円　二、三五〇円　二、〇五〇円　一、八五〇円　一、六四〇円

別記

第一区分　その掃立てに係る収繭量（基準収繭量を算定する基礎とされた収繭量とする。以下同じ。）の合計に対する種繭の収繭量の割合（以下「種繭収繭量割合」という。）が三〇パーセント未満の者

第二区分　種繭収繭量割合が三〇パーセント以上七〇パーセント未満の者

第三区分　種繭収繭量割合が七〇パーセント以上の者

○厚生労働省告示第三百九十八号

健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第六十一条第一項の規定に基づき、健康保険法施行令第六十一条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（平成二十一年厚生労働省告示第五百二十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十月二十八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

表群馬県の項中「、吾妻郡中之条町」を削り、同表東京都の項中「、福生市」を削り、「、稲城市及びあきる野市」を「及び稲城市」に改め、同表京都府の項中「、綴喜郡井手町及び相楽郡南山城村」を「及び綴喜郡井手町」に改め、同表福岡県の項中「、田川市」を削る。